

文化財ってなに？

文化財保護法では、文化財の定義を6つの類型で示しています。

■有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの

■無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの

■民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

■記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上または学術上価値の高いもの（＝史跡）、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの（＝名勝）、動物、植物および地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもの（＝天然記念物）

■文化的景観

地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活または生業の理解のために欠くことのできないもの

■伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

